

わた SHIGA 輝く国スポ長浜市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」(以下「大会」という。)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、損害保険会社等と当該保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号の掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、管理運営するものの不備または競技会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師または看護師等の医療行為および看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、大会の開催準備業務もしくは開催業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書(別記様式)を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の定めるところによる。
- (2) 長浜市で開催する競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

事故報告書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
長浜市実行委員会 会長 様報告者 所 属 _____
氏 名 _____
電 話 _____

事故発生日時	令和 年 月 日() 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有・無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員 競技会補助員・医師・看護師・その他()
	住 所	
	氏 名	年齢 歳
	T E L	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	T E L	
	担当医師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	